資料番号 1

令和7年11月19日

課名議会事務局政策調査課

担当者 担当課長(企画法制担当) 津田

内 線 4743

# 広島県議会議員の定数及び選挙区

### (県推計人口(令和7年10月1日現在)に基づく各選挙区別定数配分に関する仮試算)

<総定数を現行の64人と仮定し人口比例原則に従って配分した場合>

※江田島市の強制合区については考慮していない

	現行議			算 定						比 較	)33 )/ H-11		
区 分	員定数	県推計人口	配当		配	分 方	法		15条8項	試算値	増減	選挙区別 議員一人	摘要
	(A)	(令和7年10 月1日現在)	基数	基数の 整数部	基数 1 未満	(基数 1 小数部、	以上の 順位)	端数によ る増	但書に よる配分	(B)	(B) - (A)	当り人口	
広島市中区	3	143, 785	3. 415	3		0. 415	10位			3		47, 928	
広島市東区	3	115, 698	2.748	2		0.748	3位	1		3		38, 566	
広島市南区	3	142, 978	3. 396	3		0. 396	12位			3		47, 659	
広島市西区	4	185, 569	4. 407	4		0.407	11位			4		46, 392	
広島市安佐南区	5	244, 097	5. 797	5		0. 797	2位	1		6	+ 1	40, 683	
広島市安佐北区	3	131, 876	3. 132	3		0. 132	15位			3		43, 959	
広島市安芸区	2	72, 527	1.723	1		0.723	6位	1		2		36, 264	
広島市佐伯区	3	137, 827	3. 273	3		0. 273	14位			3		45, 942	
(広島市計)	(26)	(1, 174, 357)		(24)		ı	ı	(3)	0	(27)	(+1)	(43, 495)	
呉 市	5	193, 684	4.600	4		0.600	8位			4	- 1	48, 421	
竹原市•豊田郡	1	27, 956	0.664		1	ı	ı			1		27, 956	
三原市•世羅郡	3	97, 765	2. 322	2		0. 322	13位			2	- 1	48, 883	
尾道市	3	121, 288	2.881	2		0.881	1位	1		3		40, 429	
福山市	10	446, 209	10. 598	10		0. 598	9位			10		44, 621	
府中市•神石郡	1	41, 043	0.975		1	ı	ı			1		41, 043	
三 次 市	1	46, 694	1. 109	1		0. 109	16位			1		46, 694	
庄 原 市	1	29, 895	0.710		1	ı	Í			1		29, 895	
大 竹 市	1	24, 683	0.586		1	ı	ı			1		24, 683	
東広島市	4	198, 842	4. 723	4		0.723	5位	1		5	+ 1	39, 768	
廿日市市	2	111, 840	2. 656	2		0.656	7位			2		55, 920	
安芸高田市	1	23, 864	0. 567		1	-	-			1		23, 864	
江 田 島 市	1	19, 682	0.467		1	1	ı			1		19, 682	
安 芸 郡	3	115, 674	2.747	2		0.747	4位.	1		3		38, 558	
山県郡	1	21, 172	0. 503		1	-	-			1		21, 172	
合 計	64	2, 694, 648		51	7	-	-	6	0	64	0	42, 104	

#### 合区

区 分	人口	配当基数
竹 原 市	21, 474	0. 510
豊田郡	6, 482	0. 154
三 原 市	84, 184	1. 999
世羅郡	13, 581	0. 323
府 中 市	33, 913	0.805
神 石 郡	7, 130	0. 169

#### 備考

1 選挙区別議員一人当たり人口

:最高 55,920人 (廿日市市)

:最低 19,682人 (江田島市)

<u>較差:2.841倍</u>

2 議員一人当たり県平均人口は、42,104人である。(2,694,648人/64)

(配当方法)

①県全体の人口÷総定数=議員1人当たり県平均人口

②各選挙区の人口÷議員1人当たり県平均人口=各配当基数

③配当基数を基に次の順に機械的に配当

(1)基数の整数を配当

(2)基数1未満の選挙区に1を配当 (3)基数1以上の選挙区の少数部分の順位付け

→順位上位から総定数に達するまで1ずつ配当

→ ④特別の事情があるときは、15条8項の但書により配分を変更

# 広島県議会議員の定数及び選挙区

## (県推計人口(令和7年10月1日現在)に基づく各選挙区別定数配分に関する仮試算)

<総定数を63人と仮定し人口比例原則に従って配分した場合>

※江田島市・山県郡の強制合区については考慮していない

	現行議			算				定			比 較	733 VV → F14	
区 分	員定数	県推計人口	配当		配	分 方	法		15条8項	試算値	増減	選挙区別議員一人	摘要
	(A)	(令和7年10 月1日現在)	基数	基数の 整数部	基数 1 未満	(基数 1 小数部、	以上の 順位)	端数によ る増	但書に よる配分	(B)	(B) - (A)	当り人口	
広島市中区	3	143, 785	3. 362	3		0.362	10位			3		47, 928	
広島市東区	3	115, 698	2. 705	2		0.705	3位	1		3		38, 566	
広島市南区	3	142, 978	3. 343	3		0.343	11位			3		47, 659	
広島市西区	4	185, 569	4. 339	4		0.339	12位			4		46, 392	
広島市安佐南区	5	244, 097	5. 707	5		0.707	2位	1		6	+ 1	40, 683	
広島市安佐北区	3	131, 876	3. 083	3		0.083	16位			3		43, 959	
広島市安芸区	2	72, 527	1. 696	1		0.696	5位	1		2		36, 264	
広島市佐伯区	3	137, 827	3. 222	3		0. 222	14位			3		45, 942	
(広島市計)	(26)	(1, 174, 357)		(24)		ı	-	(3)	0	(27)	(+ 1 )	(43, 495)	
呉 市	5	193, 684	4. 528	4		0. 528	8位			4	- 1	48, 421	
竹原市・豊田郡	1	27, 956	0.654		1	-	-			1		27, 956	
三原市・世羅郡	3	97, 765	2. 286	2		0. 286	13位			2	- 1	48, 883	
尾道市	3	121, 288	2.836	2		0.836	1位	1		3		40, 429	
福山市	10	446, 209	10. 432	10		0.432	9位			10		44, 621	
府中市•神石郡	1	41, 043	0.960		1	-	-			1		41, 043	
三 次 市	1	46, 694	1.092	1		0.092	15位			1		46, 694	
庄 原 市	1	29, 895	0.699		1	ı	ı			1		29, 895	
大 竹 市	1	24, 683	0.577		1	ı	ı			1		24, 683	
東広島市	4	198, 842	4. 649	4		0.649	6位			4		49, 711	
市市日廿	2	111, 840	2.615	2		0.615	7位			2		55, 920	
安芸高田市	1	23, 864	0.558		1	ı	ı			1		23, 864	
江田島市	1	19, 682	0.460		1	ı	ı			1		19, 682	
安 芸 郡	3	115, 674	2.704	2		0.704	4位	1		3		38, 558	
山 県 郡	1	21, 172	0.495		1	1	-			1		21, 172	
合 計	64	2, 694, 648		51	7	-	-	5	0	63	- 1	42, 772	

### 合区

X		分	人口	配当基数
竹	原	市	21, 474	0. 502
豊	田	郡	6, 482	0. 152
111	原	市	84, 184	1. 968
世	羅	郡	13, 581	0.318
府	中	市	33, 913	0. 793
神	石	郡	7, 130	0. 167

### 備考

1 選挙区別議員一人当たり人口

:最高 55,920人(廿日市市) :最低 19,682人(江田島市)

較差:2.841倍

2 議員一人当たり県平均人口は、42,772人である。(2,694,648人/63)

(配当方法)

①県全体の人口÷総定数=議員1人当たり県平均人口

②各選挙区の人口÷議員1人当たり県平均人口=各配当基数

3配当基数を基に次の順に機械的に配当

(1)基数の整数を配当

(2)基数1未満の選挙区に1を配当

(3)基数1以上の選挙区の少数部分の順位付け →順位上位から総定数に達するまで1ずつ配当

→ ④特別の事情があるときは、15条8項の但書により配分を変更

# 広島県議会議員の定数及び選挙区

## (県推計人口(令和7年10月1日現在)に基づく各選挙区別定数配分に関する仮試算)

<総定数を62人と仮定し人口比例原則に従って配分した場合>

※江田島市・山県郡の強制合区については考慮していない

	現行議			算				定			比較	755 VV EZ EU		
区 分	員定数	県推計人口	配当		配	分 方	法		15条8項	試算値	増減	選挙区別 議員一人	摘	要
	(A)	(令和7年10 月1日現在)	基数	基数の 整数部	基数 1 未満	(基数1 小数部、	以上の 順位)	端数によ る増	但書に よる配分	(B)	(B) - (A)	当り人口		
広島市中区	3	143, 785	3. 308	3		0.308	9位			3		47, 928		
広島市東区	3	115, 698	2. 662	2		0.662	3位	1		3		38, 566		
広島市南区	3	142, 978	3. 290	3		0. 290	10位			3		47, 659		
広島市西区	4	185, 569	4. 270	4		0. 270	11位			4		46, 392		
広島市安佐南区	5	244, 097	5. 616	5		0.616	5位			5		48, 819		
広島市安佐北区	3	131, 876	3.034	3		0.034	16位			3		43, 959		
広島市安芸区	2	72, 527	1.669	1		0.669	2位	1		2		36, 264		
広島市佐伯区	3	137, 827	3. 171	3		0. 171	14位			3		45, 942		
(広島市計)	(26)	(1, 174, 357)		(24)		-	-	(2)	0	(26)	(0)	(45, 168)		
呉 市	5	193, 684	4. 456	4		0.456	8位			4	- 1	48, 421		
竹原市・豊田郡	1	27, 956	0.643		1	-	ı			1		27, 956		
三原市・世羅郡	3	97, 765	2. 249	2		0. 249	13位			2	- 1	48, 883		
尾道市	3	121, 288	2. 791	2		0.791	1位	1		3		40, 429		
福山市	10	446, 209	10. 267	10		0. 267	12位			10		44, 621		
府中市・神石郡	1	41, 043	0.944		1	-	-			1		41, 043		
三 次 市	1	46, 694	1.074	1		0.074	15位			1		46, 694		
庄 原 市	1	29, 895	0.688		1	-	-			1		29, 895		
大 竹 市	1	24, 683	0.568		1	-	-			1		24, 683		
東広島市	4	198, 842	4. 575	4		0.575	6位			4		49, 711		
廿日市市	2	111, 840	2. 573	2		0.573	7位			2		55, 920		
安芸高田市	1	23, 864	0. 549		1	-	-			1		23, 864		
江田島市	1	19, 682	0.453		1	-	-			1		19, 682		
安芸郡	3	115, 674	2.661	2		0.661	4位	1		3		38, 558		
山県郡	1	21, 172	0. 487		1	-	-			1		21, 172		
合 計	64	2, 694, 648		51	7	-	_	4	0	62	- 2	43, 462		

### 合区

区 分	人口	配当基数
竹 原 市	21, 474	0. 494
豊田郡	6, 482	0.149
三 原 市	84, 184	1. 937
世羅郡	13, 581	0.312
府 中 市	33, 913	0.780
神 石 郡	7, 130	0. 164

#### 備考

| 選挙区別議員一人当たり人口

:最高 55,920人(廿日市市) :最低 19,682人(江田島市)

較差:2.841倍

2 議員一人当たり県平均人口は、43,462人である。(2,694,648人/62)

(配当方法)

①県全体の人口÷総定数=議員1人当たり県平均人口

\* ②各選挙区の人口÷議員1人当たり県平均人口=各配当基数

3配当基数を基に次の順に機械的に配当

(1)基数の整数を配当

(2)基数1未満の選挙区に1を配当

(3)基数1以上の選挙区の少数部分の順位付け →順位上位から総定数に達するまで1ずつ配当

→ ④特別の事情があるときは、15条8項の但書により配分を変更